

事務所則の改正について

新年あけましておめでとうございます。皆様がいキイキと心身ともに元気で働けますように、微力ではございますが、お手伝いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



省令の改正に伴って変更される主な3点

(1) 作業面の照度 (事務所則第10条) 令和4年12月1日施行

●事務作業における作業面の照度を2段階とし、基準の引き上げ

<現行>

| 作業の区分 | 基準 |
|-------|----------|
| 精密な作業 | 300ルクス以上 |
| 普通の作業 | 150ルクス以上 |
| 粗な作業 | 70ルクス以上 |



<改正後> それぞれの職場でも照度を確認してみましょう。

| 作業の区分 | 基準 |
|-----------------------------------|----------|
| 一般的な事務作業 (PC取り扱う情報機器取り扱い作業を含む) | 300ルクス以上 |
| 付随的な事務作業 (文字を読み込む必要のない作業など) | 150ルクス以上 |

※精密な作業では、作業ごとにJISZ9110などの基準を参照して下さい。

(2) 救急用具の内容 (安衛則第634条) 令和3年12月1日施行

●作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な



救急用具・材料について具体的な品目の規定がなくなりました。

負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備える必要はあることから、事業場の実情に応じて、過去の労働災害やリスクアセスメントの結果に応じて、安全・衛生管理者・産業医等の意見を踏まえて衛生委員会での審議の上決定しましょう。

(3) 便所の設置基準 (事務所則第17条、安衛則第628条) 令和3年12月1日施行

●従来基準に基づく便所については**変更不要**、既存の男女別便所の廃止は不可

<現行>

- ・男性用と女性用に区別
- ・男性用大便所数：男性60人以内ごとに1個以上
- ・男性用小便所数：男性30人以内ごとに1個以上
- ・女性用便所の数：女性20人以内ごとに1個以上



<改正後> 男性用・女性用に区別して設けることが原則

①男女別に便所を設置した上で、独立個室型の便所注を設置する場合は男性用・女性用便所の設置基準に一定数反映させる。

注 男性・女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた1個の便房により構成される便所。

②同時に就業する労働者が常時10人以内である場合は、例外として独立個室方の便所を交代で使用することもやむをえない事情として認めることとした。(マンションの一室を事務所等に利用する場合等)

ちょっと休憩 **バリアフリースイレ**：誰もが安心して利用できるトイレへ

- (1) **車いす使用者**：回転できるスペースや手すりや背もたれが必要。
- (2) **※オストメイト**：ストーマは排せつをコントロールする機能がありません。ストーマに常時ストーマ用装具(パウチ)をお腹に貼り付けておきます。排せつ物はパウチから定期的に中身を便器に流すことが必要。
- (3) **高齢者・つえ使用者・妊婦**：下肢の筋力低下や足元が見えにくくなるため便器周りの手すりやスペースが必要。
- (4) **性的マイノリティ**：自認している性別と異なるトイレを使用する精神的苦痛があり、性別を問わずに入れるトイレが必要。

※オストメイトとは…お腹にストーマ(人工肛門・人工膀胱)を造設した人のことをオストメイトといいます。



様々な方のニーズに合わせたトイレがあなたの職場にもあるといいですね。